

# 令和 3 年度静岡県献血推進計画（案）

静 岡 県

# 令和3年度静岡県献血推進計画（案）

## 第1 はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和3年度の献血の推進に関する計画であり、同法第9条第1項に規定された血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）等に基づくものであります。

## 第2 令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量

### 1 献血により確保すべき血液量

本県において、令和3年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤13,464リットル、血漿製剤5,700リットル、血小板製剤4,351リットルです。

東海北陸ブロック7県では、広域的な需給管理のもと必要な血液（血漿分画製剤の原料となる血漿を含む）を確保することとしており、本県においては、令和3年度は、全血採血により34,732リットル及び成分採血により23,843リットル（血小板採血5,736リットル及び血漿採血18,107リットル）の計58,575リットルの血液を献血により確保する必要があります。

区 分	全血献血	成分献血			合 計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小 計	
血液量	34,732L	5,736L	18,107L	23,843L	58,575L

### 2 献血者確保目標人数

58,575リットルの血液量を確保するための、献血者確保目標人数を145,800人とします。

#### (1) 献血の種類別

献 血 の 種 類	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL 献 血	508L	3,500人
400mL 献 血	34,224L	96,700人
成 分 献 血	23,843L	45,600人
計	58,575L	145,800人

## (2) 地域別

地 域	献血可能人口 (16～69歳人口 2019. 10. 1)	確保目標人数	対献血可能 人口比
東 部	742, 198 人	48, 150 人	6. 5%
中 部	728, 630 人	48, 190 人	6. 6%
西 部	844, 604 人	49, 460 人	5. 9%
計	2, 315, 432 人	145, 800 人	6. 3%

## (3) 市町別

別表のとおり

## 第3 目標量を確保するために必要な措置

第2に掲げる目標量を確保し、また、将来にわたり献血者を確保するために、県、市町及び採血事業者などの関係機関が密接な連携のもと次の事項を実施し、県民の献血への理解と協力を図ります。

特に、今後、輸血用血液製剤の需要は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者が増加するものの医療技術の進歩等により、僅かに減少傾向が見込まれていますが、血漿分画製剤の需要は、増加傾向にあります。今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が推定されていることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした対策を実施します。

### 1 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策の実施

#### (1) 環境の整備

採血事業者は、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症の対策を講じ、職員の健康管理や献血会場の良い衛生環境の整備等による安心・安全な献血環境の保持と献血者の感染防止を図ります。

#### (2) 献血予約の推進

採血事業者は、献血会場の混雑を回避し感染を防止するとともに、安定的な献血確保に資するため、献血Webサービス「ラブラッド」による献血予約を推進します。

#### (3) 対策の周知及び協力依頼

採血事業者は、上記対策を行っていること、献血への協力が、不要不急の外出にはあたらず、血液製剤の安定供給に不可欠であることについて、SNS等の各種広報媒体を用いて周知し、献血への協力を呼び掛けます。

また、県及び市町は、採血事業者と連携を密にし、その取組を支援します。

## 2 若年層対策の実施

### (1) 「アボちゃんサポーター」事業の実施

県は、高校生の献血ボランティアを「アボちゃんサポーター」として委嘱し、地域、学域等における献血広報や啓発活動への参画を通じ、将来の献血を支える若年層の献血意識の高揚を図ります。

### (2) 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援

県及び採血事業者は、大学等（大学や専門学校）の協力を得て、献血推進活動の担い手となる大学生等献血ボランティアを育成し、主に若年層を対象に行う献血推進キャンペーン等の啓発活動を支援します。

### (3) 献血セミナーの推進

県及び採血事業者は、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」を大学等や高等学校に取り入れてもらえるよう、オンラインでの実施や映像資料等の提供を含め積極的に情報提供し、献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。

### (4) 献血未実施校に対する戸別訪問の実施

県及び採血事業者は、学校内献血を実施していない大学等（特に専門学校）や高等学校を個別に訪問し、前項の「献血セミナー」を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、学校内献血の実施に向けた働き掛けを行い、学校内献血を実施する大学等及び高等学校数の増加に努めます。

### (5) 高校生及び10歳代への2回目以降の献血協力の推進

採血事業者は、過去に献血を行ったことのある高校生や10歳代に対し、献血への協力を積極的に呼び掛け、複数回の献血経験を持つ若年層の増加に努めます。

### (6) 小学生、中学生を対象とした対策

将来の献血協力に向けた啓発のため、採血事業者は、県や献血推進団体等と協力し、小学生や中学生に対して血液センター等において体験学習を積極的に実施します。

## 3 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策

次世代の献血者の育成に向けて、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要です。このため、採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を利用した啓発を行います。

## 4 企業等への献血推進対策の実施

県及び採血事業者は、献血に協力する企業や団体に対し、献血への一層の理解と協力を求めるため、定期的に献血に関する情報等を提供するとともに、

献血サポーター制度（献血活動に参加・協賛する企業にロゴマークを発行する制度）の周知を図り、参加企業・団体の増加に努めます。

企業や団体に対し、献血者の現状を説明し理解を求め、特に、若年層及び30歳代の献血促進について協力を求めます。

また、これまで献血活動に参加していない企業や団体に対し、献血への協力を呼び掛けるなど、積極的な献血推進活動を行います。

## 5 複数回献血者対策の実施

採血事業者は、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを広く周知し、献血会場等でラブラッドへの登録を推進し、同クラブを活用して複数回献血協力を積極的に呼び掛けます。

県は、各種広報媒体を活用してラブラッドへの登録を呼び掛け、献血者の安定的な確保に努めます。

また、採血事業者は、若年層に対して「2 若年層対策の実施」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図るとともに、数年間献血をしていない若年層及び30歳代の献血経験者に対し、積極的に献血への協力を呼び掛けます。

## 6 献血推進のための啓発、広報等の実施

### (1) マスメディアによる広報の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）及び「はたちの献血キャンペーン」期間（1～2月）を中心にラジオ、広報紙、若年層への啓発に向けてSNSを含むインターネット、ポスター等の各種広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発、献血への協力を呼び掛けます。併せて県は、市町に住民向けに啓発、広報の実施を呼び掛けます。

また、県は、献血者が減少するおそれのある場合には、各種広報手段を活用し、県民に献血への協力を呼び掛けます。

### (2) 献血推進活動の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間及び「はたちの献血キャンペーン」期間のほか、血液の供給状況や献血者の確保状況に応じて献血推進キャンペーンを実施し、各市町や関係機関の協力を得て、アボちゃんサポーターや大学生等献血ボランティアを活用して、地域住民への献血啓発活動を行います。

なお、採血事業者は、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを

周知します。

### (3) パンフレット等による啓発

県は、啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」を作成し、献血キャンペーンや各種イベント等で配布するほか、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、広く県民に対し、献血に関する情報の提供に努めます。

また、採血事業者も独自に作成したパンフレット等を活用して、献血についての啓発に努めます。

## 7 静岡県献血推進大会の開催

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）行事の一つとして「静岡県献血推進大会」を開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、日頃献血推進に積極的に協力し、貢献した個人や団体に知事褒賞等の贈呈を行います。

また、高校生が大会に関わる機会を設けることで若年層への献血意識の普及を図ります。

## 8 静岡県献血推進協議会の開催

県は、献血に対する県民の理解と協力の下に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、献血協力団体等の代表者 21 人の委員で構成する静岡県献血推進協議会を開催します。

協議会では、県献血推進計画の策定のほか、献血に関する各種施策等について協議します。

## 9 職場における献血の推進

県及び市町は、県庁、市役所及び町役場等の公共施設を会場とした移動採血車による献血を定期的実施するなど、献血に積極的に協力します。

また、他の官公庁、企業、医療関係団体等に、ボランティア活動である献血への協力を呼び掛けるとともに、献血のための休暇取得を容易にするなど、献血しやすい職場づくりへの配慮を呼び掛けます。

## 10 採血所の環境整備

### (1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な対応をすることに特に留意し、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮します。

また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努めます。

さらに、子育て中においても安心して献血できるよう、託児等に関する環境の整備に努めます。

加えて、初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

なお、献血者の個人情報を保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施します。

## **(2) 献血者の利便性の向上**

採血事業者は、地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努めます。

また、採血事業者は、移動採血車による献血を含め、ラブラッドや電話による事前予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努めます。

## **第4 その他献血の推進に関する重要事項**

### **1 市町献血担当部署との連携**

県及び採血事業者は、市町における献血場所及び献血者の確保等、献血推進の施策が円滑に行われるようにするため、市町献血担当部署との連絡調整等、連携に努めます。

### **2 献血受入れ計画の策定**

県は、市町及び採血事業者と連携して、各市町における献血の年間計画を策定し、効率的な献血の実施に努めます。

### **3 血液検査による健康管理サービスの充実**

採血事業者は、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。

また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施し、献血者の健康管理をサポートします。

### **4 検査目的の献血の防止**

県及び採血事業者は、H I V等感染症の検査を目的とした献血が行われて

いることが指摘されていることを踏まえ、安全な血液製剤を確保するため、関係機関と協力して、検査目的での献血防止のための啓発に努めます。

## 5 献血における問診の徹底

採血事業者は、献血者の安全と、輸血を受ける人の安全の両方を守るため、献血における本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保に努めます。

また、県及び採血事業者は、本人確認や問診の重要性についての啓発に努めます。

## 6 献血者の意思を尊重した採血の実施

採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分には200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血があること、採血基準を満たしていればいずれの採血でも安全であることを十分に説明し、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定します。

なお、将来の献血基盤の確保という観点においては、若年層における献血体験が非常に重要であることから、県及び採血事業者は、高校生等の献血において、400ミリリットル全血献血に不安がある場合には200ミリリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうよう努めます。

## 7 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び採血事業者は、血液製剤の不足等による危機的な状況を未然に回避するため、特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、連携して広報等を行い、献血者を確保して緊急時に対応します。

## 8 災害時等における献血の確保

県及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、市町等と連携して、様々な広報手段を用いて、需要に見合った献血の確保を行います。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮します。

採血事業者は、複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保等を含む広域的な需給調整等の手順を定めることにより、災害時等における献血受入体制を構築し、県及び市町は、採血事業者の取組を支援します。

なお、県及び市町は、静岡県医療救護計画に基づき災害時等に輸血用血液製剤が医療現場に円滑に供給されるよう、定期的に採血事業者と連携した防災訓練を実施します。



## 9 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れ実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行います。